

労働基準法、最低賃金法に基づく届出等における押印原則の見直し

【ポイント】公布日以降は新旧様式いずれも使用可能だが、押印等のルールは施行日(令和3年4月1日)で切り替わるため、いずれの様式を使用している場合でも、届出日が施行日の前後いずれかにより適用されるルールを判断する。

届出日(※1) 旧様式・新様式	令和3年3月31日以前	令和3年4月1日以降 (施行日以降)
旧様式	・押印又は署名 必要 (ただし、なくても受付等すること)(※2) <協定届・決議届> ・チェックボックスの追記及び チェックボックスへのチェック 不要	・押印又は署名 不要 <協定届・決議届> ・チェックボックスの追記及び チェックボックスへのチェック 必要 (※3)
新様式	・押印又は署名 必要 (ただし、なくても受付等すること)(※2) <協定届・決議届> ・チェックボックスへのチェック 不要	・押印又は署名 不要 <協定届・決議届> ・チェックボックスへのチェック 必要

※1 有効期間の定めのある協定届等については、有効期間の始期ではなく、届出日によって適用の有無を判断すること。
 ※2 新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和3年3月31日以前であっても、令和2年8月11日付け基発0811第1号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた労働基準法等に基づく届出等の受付等に係る当面の対応について」により、労基法等に基づく届出等について、使用者又は労働者の押印又は署名がない場合においても、受付等すること。
 ※3 チェックボックスが新設される省令様式については、チェックボックスにチェックがなされていることが形式上の要件となるので、施行日以降に旧様式で届出があった場合は、旧様式に直接チェックボックスの記載が追記されているか、又は、チェックボックスの記載が転記された別紙が添付されているかにより、届出が形式上の要件に適合しているかの確認が必要になること。